

学校法人が実施する中長期留学や海外研修旅行の海外受注型 企画旅行契約における旅行業法上の安全配慮義務の課題について

より安全なグローバル教育旅行のために

ふるかわ あきひろ
古川 彰洋 (株)JTB コーポレートセールス

The overseas educational tours, overseas study tours and study abroad programs organized by school entities are on the increase in accordance with educational globalization. Accordingly, the problems of the educational tours, injury, sickness, accidents and incidents etc. also might be estimated increasing these days. It is of most importance to offer safety to students participating overseas study tours and study abroad programs. It is to be proved that the obligation of safety by travel companies has not been highly respected due to the less standardization of the the Japanese Travel Act. To get the Japanese Travel Act reinforced by the Japanese Travel Conditions more standardized and utilize affordable features of the new B2B Conditions is to enforce higher level of obligation of safety for stakeholders such as school entities and their faculty staff, travel companies and their employees, students and their guardians and schools overseas, which will hopefully bring much safer overseas educational tours.

キーワード：安全配慮義務、旅行業法、規範化、海外教育旅行、受注型企画旅行、事業者を相手方とする受注型企画旅行（B2B）

Keyword：Obligation of safety, the Japanese Travel Act, standardization, overseas educational tour, custom-ordered tour, (B2B Conditions)

1. はじめに

1-1 研究の背景と目的

旅行会社の法人旅行営業の大きな柱のひとつ教育旅行において、グローバル化の波が押し寄せている。特に高等教育機関のグローバル化への対応は文部科学省のイニシアティブのもとで「トビタテ！留学 JAPAN」等により大きく動いてきている。中長期留学や海外研修旅行、ホームステイが学校法人のカリキュラムの目玉となり、少子化に伴って学生確保に懸念な学校法人の差別化の要素となってきた。それに伴い、個人による留学は減少しつつも、学校が実施する中長期留学、海外研修、ホームステイ等が増加する傾向にある（第3章3-2参照）。

一方、学校法人が実施する中長期留学や海外研修旅行等の海外教育旅行の増加とともに、学生の事故・事件、そこまできかないまでもトラブルが増加している（第3章3-2参照）。日本と社会、文化、習慣、食事等が異なり、また日本人学生の適応能

力不足等により、怪我、病気や事故、事件に巻き込まれるケースが少なくない。

今後、効果的で魅力的な中長期留学、海外研修、ホームステイ等に日本の将来を託す日本人学生が参加し、グローバルに活躍して尊敬されるようにしていくためには、参加する学生の安全を第一に関係者が環境整備を図り海外教育旅行を履行することが基本的に重要である。

しかしながら、最大のステークホルダーである学校、旅行会社の安全意識に大きな課題があるのではないか。それは何故そうなのか、その背景と原因を発見してその対応策を提案するものである。

1-2 概念の整理

中長期留学、海外研修、ホームステイ等は個人で留学会社や旅行会社に申し込み、個人の責任で実施する場合も多いが、本稿では学校が実施する中長期留学、海外研修、ホームステイ等海外教育旅行（以下、「海外教育旅行」という）を主な対象

とする。「実施する」とは、学校が直接的、間接的にかかわらず自らの監督責任のもとで実施すると客観的に考えられるものとする。学校が実施する海外教育旅行には、募集性があるため旅行会社が企画・実施する募集型企画旅行、学校（旅行者）からの依頼による受注型企画旅行、そして学校（旅行者）からの準委任契約の手配旅行があるが、本論では学校が実施する場合に学校と旅行会社間の旅行契約で多くみられる受注型企画旅行が中心になる。

さて、海外教育旅行に関する旅行会社、大学等の学校法人の安全配慮義務はどう法的に定められているのだろうか。

まず、学校法人は学生の間は在校契約があり、それは有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約であると定められている（最高判例2005年11月27日）。それに基づいて学校法人の安全配慮義務が発生し、学校行事について法的責任を持つことになる。

次に、旅行会社の安全配慮義務は、旅

行業法に基づいて標準旅行業約款（募集型企画旅行の部第27条1項、受注型企画旅行の部第28条1項）で、「当社又は当社の手配代行者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは損害賠償をしなければならない」と定められている。その契約内容は、「旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理する」と同約款第3条、第4条にそれぞれ規定されている。また、受注型企画旅行の特約である事業者を相手方とする受注型企画旅行（以降、受注型B2B）の約款が2016年新たに旅行会社ごとに個別認可されることとなった。これで、相手方が事業者である場合に限り、事業者との合意により取消料を通常の受注型企画旅行約款の取消料とは別に設定できることとなり、イベントやコンベンション等で混み合う時期のサプライヤーからの厳しい取消料を反映できることとなった。その結果お客様には取消料負担と引換えに、より広いサプライヤーの選択肢が得られることになった。

2. 先行研究レビュー

まず、旅行会社の安全配慮義務について、鈴木勝⁽¹⁾は、すでに旅行業法に安全確保義務（安全配慮義務）の記載がないことを引用したうえで、旅行会社の方針の不明確さ、責任所在の不明確さ、責任部署・担当者の不明確さと、会社、組織、人のそれぞれのレベルでの課題を指摘している。そのため、旅行会社による危機管理体制の構築、外務省の海外安全情報（当時海外危険情報）の積極的な開示など旅行会社と消費者の軸で改善策と旅行会社の社会責任を提言した。旅行会社にとって営業が重要なのは変わらないので、その中で危機管理部門は日陰の存在であるのは今日でも変わらないが、営業と危機管理を両立させないと持続的に事業継続できないことはリスクマネジメント上意識されてきている。

また、溝手康史⁽²⁾は、登山ツアーにお

ける旅行会社の責任と履行補助者としての登山ガイドの責任を旅行業法だけではなく、消費者契約法の契約内容に関する説明責任から論じている。登山ツアーという特殊なツアーであることから、ツアー参加者の自己責任の範囲について危険が面白さであるがゆえにその範囲が参加者、登山内容等により異なることを指摘している。大きな事故につながり、旅行関係の判例では多いところでJATA（日本旅行業協会）でも対応マニュアルを作成して会員旅行会社に対して安全配慮義務を履行するガイドラインを定めて啓蒙を図っている。

山田希⁽³⁾は、旅行会社の「安全確保義務」概念の意義を明らかにした。この義務は、信義則上の義務である以上、その実質的根拠が問われるが、この義務を「危険責任」原理によって基礎づけている。さらに、訴訟においては義務の内容を特定し、かつ義務違反に該当する事実を主張・立証する責任は旅行者側にあるが、安全確保義務は、それ自体は抽象的な概念であるため、その具体的な内容の提示を行い、そのうえ安全確保義務の有用性についても明らかにした。この概念は、旅行者の負う義務の具体化に資するほか、旅行者の立証負担を軽減する作用をもっていることを明らかにしている。さらに、募集型企画旅行事故をめぐる裁判例を分析し、旅行行程の設定、サービス提供者の選定、情報提供、旅程管理という四つの場面のそれぞれにおける過失の認定基準を抽出し、過失認定に消極的な裁判所の傾向と安全確保義務の運用に係わる問題点を指摘している。安全配慮義務の抽象性、現状のもとでの旅行会社の責任の厳格化を厳しく指摘しているのは、旅行業界が旅行者の増大とともにその責任を求められることになり、社会の高度化と消費者保護の進展に伴い当然の観点と考える。

中里真⁽⁴⁾は、企画旅行の請負性について指摘している。手配旅行との関係で一定程度認められる。現行の旅行業法や約款の規定から考えた場合、第一義的に旅行者が請負人類似的責任を負っている

とするのは妥当でなく、無名契約たる旅行契約のどの場面において請負性が認められるのかを明らかにした。公刊された裁判例を検討すれば、旅行者には、旅程管理についての一定程度の責任が認められ、企画旅行の企画性の中に請負人類似的責任が予定されているとみられることに異論はないように考えている。この請負制の考え方が敷衍されると、旅行会社は第一義的にサービス提供者と同一の責任を持たされることになるので、安全配慮義務について相当な投資が必要になる。現状でもOTA（Online Travel Agent）の興隆がグローバルに認められる中で、レガシー型旅行会社の負担が適正な競争を促し、消費者の利益につながるのか議論の余地がある。

外国の旅行業法等の安全配慮義務に関する法制度はどうなっているのか。日本旅行業協会（JATA）2013年資料によると、EU、イギリス、フランスは「バック旅行主催者又はバック旅行販売者が債務の履行に責任を負うが、損害の原因が第三者であるときや予見できず回避できない事由の場合は免責」と日本とは異なる補償制度があるとのことである。前出の山田希氏によると、旅行者が旅行者に対して損害賠償を請求する場合、フランスでは旅行の主催者や販売者の責任に関する特別法（1992年7月13日の法律）があり、これが適用されることも少なくないという。この法律は、旅行主催者等に極めて重い責任を課している国もあるという。アジアではベトナムには旅行者に対する補償制度があったが、中国の旅行業法には旅行会社の補償規定はないようだ。また、今まで保証制度が存在したオーストラリアでは旅行業法の適用をやめてより自由競争ができるようにしたところもある。旅行法制度はその国の政策によるものであるが、今後OTAによってグローバル取引がますます拡大すれば、EUでネット上のリンクで予約される場合条件によって旅行商品とする等、一定の領域で一定の旅行商品取扱い国際ルールができることもあり得る。

一方、学校の安全配慮義務については、最高裁昭和58年2月28日判決（民集第37卷1号101頁）で、公立中学校の課外活動における生徒の事故について、「顧問の教諭が危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情のない限り、右失明につき同教諭に過失があるとはいえない」とするなど、一定の裁判例がある。

学校の安全配慮義務については、高橋眞⁽⁵⁾が2008年最高裁判決を出発点に、使用者たる学校の負う安全配慮義務の構造と、その中で現場の被用者の教職員の負う注意義務の意味、さらに安全配慮義務違反とその帰責事由との関係を明らかにしている。サッカーの試合中に落雷にあった生徒の学校の責任についての最高裁2006年の3月13日判決において、上記の判決を含む今までの判決と異なる安全配慮義務の構造を分析している。「指導にあたる教員は学校の履行補助者として、安全配慮義務を尽くさなかったことで学校が債務不履行責任を負うと同時に、民法715条の使用者責任としての不法行為責任を負う」ものとしたことについて、被用者の知見が十分でない場合における使用者自身の義務を指摘したのとして重要が意味を持つと指摘した。すなわち、使用者の安全配慮義務が適切な「人的環境」まで含めることの可能性を指摘している。これまでの判決では、通常学校の安全配慮義務と現場でなすべき被用者の注意義務については別のものと区別されていた。しかし、この落雷事例の判決において、課外活動の監督をなす教員は学校の安全配慮義務の履行補助者として捉えることができ、「学校法人自身の在学契約上の義務」は、教育活動を安全に含むものと考えられ、その監督をする教員はその義務を果たさなければならないとされて区別されないものと指摘した。使用者自身の過失、履行補助者としての教員の注意義務違反は、ともに使用者の安全配慮義務違反の帰責事由として位置づけられるとした。この判決により、学校の安全配慮義務について範囲が広がったものと考えられると判断できるもので、

学生や保護者の意向に従う環境が進む中で、海外教育旅行においてもより高度な安全配慮義務が学校に期待されることになることが予想できる。

3. 調査の結果

3-1 調査概要

まず、日本人の海外留学生数の状況を把握したうえで今後の状況を予測した。一方、海外で事件・事故に巻き込まれるリスクについて外務省の援護実績から日本人全体と若い人のそれを比較したほか、(株)JTBコーポレートセールス（JTBグループの法人営業専門会社、以下JTB BWT）の状況も分析した。

また、学校自体の海外教育旅行に対す

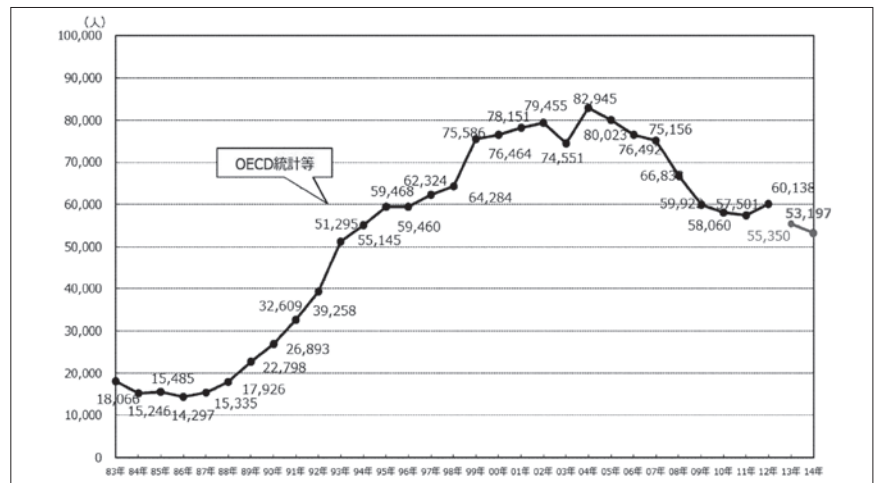
る危機意識をJTB BWTが2016年度より海外教育旅行に関心のある大学や中学・高校向けに開催しているリスクマネジメントセミナー後のアンケートにより、海外教育旅行にかかわる教職員の安全配慮義務への関心度合いを分析した。

さらに旅行会社や留学会社の個人向け留学・語学研修等を2017年11月19日「海外留学プラン」でヒットした上位10社のホームページにおいて、どのように海外プログラムの実施リスクを回避しているか調査した。

3-2 調査結果

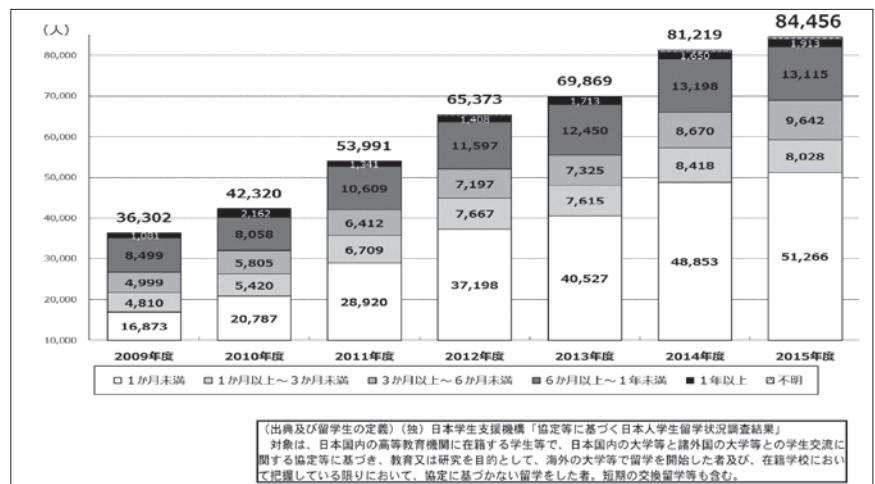
日本人の海外留学生の全体数は2004年をピークに減少している(図表-1参照)。

図-1 日本人の海外留学状況 OECD等による統計



(出所) 文部科学省ホームページ⁽⁶⁾

図-2 日本人の海外留学状況 独立行政法人日本学生支援機構の調査による状況 留学期間別留学生数の推移



(出典及び留學生の定義) (独)日本学生支援機構「協定等に基づく日本人学生留学状況調査結果」
対象は、日本国内の高等教育機関に在籍する学生等で、日本国内の大学等と諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づき、教育又は研究を目的として、海外の大学等で留学を開始した者及び、在籍学校において把握している限りにおいて、協定に基づかない留学をした者、短期の交換留学等も含む。

(出所) 文部科学省ホームページ⁽⁶⁾

一方、教育機関が実施する国際プログラム（大学間の協定等）による日本人留学生数は2015年度85,000人となり、6年前に比較すると2.3倍と増加が続いている（図-2参照）。

2013年に発表された日本再興戦略のなかでは、「グローバル化に対応する人材力の強化」のため、2020年までに日本人留学生を6万人から12万人へ倍増させる計画が盛り込まれるなど、国際化の進展に対応して今後一層の増加が見込まれている。

一方、海外で事件・事故に巻き込まれるケースは多い。外務省の2015年援護件数統計（性別・年齢別）によると、全事故（事故・災害・事件等）のうち、20代以下で3,645人と全体の約2割を占めている。特に、20代の犯罪被害数はどの年齢層よりも多く、加害者ではなく被害者として被害を受けることの多いことが外務省の法人援護調査（図-3）から読み取

れる。

実際、JTB BWTでも海外教育旅行で学生の病気や怪我が発生しているほか、現地のホームステイ先での、生活、習慣、人種、ジェンダー等の違いによるトラブルも多い。日本人が海外でのホームステイ先での環境になじまず、メンタルヘルスのトラブルも発生するケースもある。日本の安全な生活から海外への異文化対応ができないことや食事や動物のアレルギー対応も課題となっている。また、交通事故も発生するほか、地震・ハリケーン・山火事等、自然災害やテロ等的人的災害のリスクも高まりつつある。

このような背景があるため、日本の学校法人は海外教育旅行の実施にあたって学校の安全配慮義務を考慮せざるを得ない状況になってきている。それは、JTB BWTで昨年より海外教育旅行に関心のある大学や中学・高校向けに実施したリスクマネジメントセミナーに対して反響

が多く、今年も連続して多くの参加者が参加することからもわかる。セミナーの内容は、中長期留学や海外研修における学校の法的義務、実際の危機管理対応等で、各界の専門家からアドバイスや情報交換により、大学や中高校の国際交流の担当の教職員に安全意識を高めてもらう。セミナー終了後アンケートを取り、学校の教職員の安全配慮義務への関心度を分析した。アンケートによると、平均満足度は5点中4.5点であり、専門的かつ最新の情報が得られたこと、他の参加者と情報交換及び意見交換ができたこと、そして課題を共有して自らの大学のリスク回避を目指す契機になったということで、国際交流を担当する教職員に危機意識があることが明らかになった。その危機意識を払しょくし、具体的な安全配慮義務を達成する課題解決手段の提供が我々旅行会社に求められている。

一方、中長期留学や海外研修、ホーム

図-3 2015年事故・災害・事件等の性別・年齢別統計

「全事項（事故・災害・事件等）」の性別・年齢別統計

地域	総人数	性別			年齢									滞在形態		
		男性	女性	不明	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	不明	在留邦人	短期滞在	不明	
アジア	6,540	4,730	1,548	262	360	925	1,099	1,137	948	790	493	788	2,531	2,462	1,547	
大洋州	491	199	260	32	47	133	73	77	60	24	16	61	262	83	146	
北米	6,850	2,539	4,115	196	161	745	668	1,014	743	776	2,230	513	1,851	1,053	3,946	
中南米	1,488	683	724	81	5	106	101	63	78	179	856	100	392	229	867	
欧州	4,436	2,249	1,940	247	180	806	735	640	546	491	258	780	1,268	2,734	434	
中東	250	156	85	9	12	82	58	40	15	15	10	18	71	174	5	
アフリカ	332	188	98	46	6	77	71	48	25	14	9	82	165	145	22	
計	20,387	10,744	8,770	873	771	2,874	2,805	3,019	2,415	2,289	3,872	2,342	6,540	6,880	6,967	

「犯罪加害」の性別・年齢別統計

地域	総人数	性別			年齢									滞在形態		
		男性	女性	不明	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	不明	在留邦人	短期滞在	不明	
アジア	319	221	33	65	4	32	64	43	26	26	10	76	89	70	160	
大洋州	5	2	2	1	0	0	2	0	0	0	0	2	4	1	0	
北米	89	59	26	4	2	26	18	8	4	4	0	16	38	37	14	
中南米	5	4	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	2	3	0	
欧州	31	18	12	1	2	7	4	6	1	1	3	1	18	12	1	
中東	3	3	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	3	0	0	
アフリカ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	452	307	74	71	9	66	89	59	32	32	13	95	154	123	175	

「犯罪被害」の性別・年齢別統計

地域	総人数	性別			年齢									滞在形態		
		男性	女性	不明	19以下	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	不明	在留邦人	短期滞在	不明	
アジア	1,321	941	331	49	48	275	296	260	176	94	38	134	447	724	150	
大洋州	134	64	62	8	8	54	32	14	5	4	0	17	110	21	3	
北米	582	289	284	9	47	193	113	87	41	22	8	71	218	353	11	
中南米	234	133	80	21	2	63	61	33	22	12	9	32	78	141	15	
欧州	2,565	1,407	1,093	65	103	522	451	410	367	346	154	212	476	1,960	129	
中東	53	35	14	4	1	19	15	6	2	2	2	6	8	43	2	
アフリカ	167	98	53	16	2	39	43	23	11	8	4	37	96	69	2	
計	5,056	2,967	1,917	172	211	1,165	1,011	833	624	488	215	509	1,433	3,311	312	

（出所）外務省ホームページ⁽⁷⁾

ステイプログラムはどのように一般消費者に対して宣伝広告されているのだろうか。インターネットで「海外留学プラン」でヒットした上位10社の状況を観察した。10社のうち旅行会社は3社で、残りの7社はすべて留学や語学研修の専門あるいは得意とする会社(以下、専門会社)であった。旅行会社はプログラムを含んだすべてを募集型企画旅行契約、あるいはプログラムを除いて受注型企画旅行契約か手配旅行契約にしていた。そして対応する旅行業約款、旅条件書を掲載していた。個人向けなので、往復航空券を含むフルパッケージの募集型企画旅行にしていることが多く、代金は高くなるものの旅程保証制度、特別補償制度そしてサプライヤーの選定責任を負うことになる。したがって、北米、英国、豪州など比較的安全と考えられる先進国が訪問先になっていた。

また、募集型企画旅行にせず、現地プログラムは別にして往復航空券だけを受注型企画旅行あるいは値付けせず手配旅行にすることにより、募集型企画旅行より、自らの責任を軽減することを選択していた。

この場合、参加者個人にとって手配旅行中、あるいはプログラム中において旅行会社の責任が回避されることが認識されているとは言い難い。旅行会社の手交する契約ごとに異なる取扱条件説明書面・契約書面を旅行会社社員で100%は理解していないのが残念ながら実態だからである。もう少しこの書面を消費者にわかりやすくして条件を比較できるようにする等の工夫が必要である。

一方、専門会社は、「語学留学プログラム約款」、「海外留学プログラム約款」、「プログラム参加条件書」等、会社により、プログラムにより、様々の呼び方の約款および条件書を混在して提示していた。これは留学等海外教育プログラムについて標準約款がないため各社ばらばらの対応をしているものと推測される。中には「現地での授業や宿舍手配などのサービスは海外の受入機関がそれぞれの責任に

おいて独自に運営するものですので、参加者は受入機関の規則に従い自らの責任で行動して下さい。また現地で発生した問題は帰国後ではなくその場で受入機関の担当者や責任者を通じて解決するようにして下さい。」等、自己責任あるいは海外の受入機関にすべて責任を委ねる契約となっている。また、取消料も申込から数日のうちに発生するものが多く散見された。事故が起きると参加者本人のリスクが非常に大きいことになることが想定できる。そして、現地のプログラムの料金は、「往復航空券+語学研修費用+滞在費」としてそれぞれ分けて掲示することで、募集型企画旅行や受注型企画旅行にはせずに、旅行航空券は手配旅行契約としての締結により、安全確保義務を軽減するリスク回避を図っていることが分かった。

参加者個人にとってはインターネット上ではほとんど同じに見えるこれらのプログラムが、旅行契約形態により、旅行会社か専門会社により、また専門会社では専門会社間でも取扱方により、万が一事故が起きた時に、その会社により、契約形態により責任の範囲と中身が大きく異なることが発見された。従って、同じ受入先でも条件が異なり代金も異なることから、何が一番参加者にとって良いのか裏にある安全確保条件も含めて詳細の内容を比較できる仕組みが参加者たる消費者にとって必要である。

次に、学校実施のプログラムにおける

参加者に対する安全配慮義務の構造について、プログラムの実施条件により分析した。「学校の授業の単位と認められるかどうか、学校の名前が掲載される等学校と関係があるかどうか、費用を学校が全部負担するかどうか」の実施基準により、主体ごとの安全配慮義務を構造分析したのが図-4である。

学校実施となると学校がプログラムに関与するため、学校の安全配慮義務が当然増大することになる。また、それに対応して参加者本人の責任は減少することになる。学校が実施しないまでも名前を出すだけでも学校との関係が推計されるので学校には一定の安全配慮義務が生じることになる。学校あるいは旅行会社が提携先の留学企画・斡旋会社(専門エージェント)を委託先として利用する場合があるが、委託先の安全配慮義務はここでは直接参加者には発生しないと考えられる。一方、委託先を選定した学校あるいは旅行会社は、自らの安全配慮義務と同等の義務を委託先に対しても課さなければならないので注意が必要である。

次に、学校と旅行会社の契約形態はどうなっているのか、図-5の縦軸に学校と旅行会社間の考えられる契約形態を置き、横軸に学校・旅行会社・参加者本人のリスクにおいてリスク構造分析を行った。参加者本人(学生)及び保護者にとって、実施が限定される募集型企画旅行を除くと、BtoBであってもなくても受注型企画旅行で参加するのが安全性を考慮

図-4 学校実施のプログラム実施条件による安全配慮義務の構造

主体ごとの安全配慮義務 プログラムの実施条件	学校	旅行会社	留学企画・斡旋会社 (学校あるいは旅行会社の提携先)	参加者本人
学校の単位となり、学校が費用を全額負担する場合	◎	○受注型企画旅行(B2B) ○受注型企画旅行×手配旅行	×	×受注型企画旅行(B2B) ×受注型企画旅行△手配旅行
学校の単位となり、学校が費用を一部負担する場合	○	◎受注型企画旅行×手配旅行	×	×受注型企画旅行△手配旅行
×(学校の名前が掲載される等学校が関係することが推計される場合)	△	◎募集型企画旅行 ○受注型企画旅行×手配旅行	×	△受注型企画旅行 ○手配旅行

◎重大 ○あり △一定程度あり ×なし

すると有利なことになり、また学校にとってもリスクを一定程度旅行会社に移転することができるので受注型企画旅行契約が有利である。

実際、学校実施の海外教育旅行においては、以下の契約を締結するケースが多い。

- (1) 学校が提携先の中長期留学や海外研修プログラムを募集し、旅行部分（海外航空券と現地空港と提携先間の交通等）のみ、旅行会社と受注型企画旅行又は手配旅行契約を締結する
- (2) 学校が提携先の中長期留学や海外研修プログラムを募集し、旅行部分（海外航空券と現地空港と提携先間の交通等）を含むプログラム全体を包括的に受注型企画旅行として旅行会社と契約する

上記（1）は旅行と旅行以外の部分の責任範囲が分かれているのでリスクを学校と旅行会社でシェアできるのが良い点である。参加者から見るとシームレスなサービスを受けられるかどうか分りにくいが、旅行会社と学校のどちらの責任かはともかく、参加者は誰かが責任を取って対応してもらえれば良いので大きな問題はない。

上記（2）は参加者にとってすべて旅行会社が窓口になるのでわかりやすいが、旅行会社がプログラムを含む全責任を取るようになるため、プログラムの内容まで吟味して責任を旅行業法に則してとれるかどうか、旅行会社にとって調査及び判断が必要になる。学校が選定したサプライヤーの企画・手配したプログラムを含むことになるので、内容を精査して受注しないと大きなリスクを旅行会社は抱えることになる。

実際、この種のプログラムの中には日本の旅行業法では規定のない宿泊・交通以外の留学、研修、ホームステイ、体験等のプログラムが含まれる他、旅行要素としても現地提携先の学校主催のツアー、ホームステイ先ホストの送迎やエクスカージョン、ホームステイやドミ

図-5 学校・旅行会社間の契約形態によるリスク（責任）構造

主体ごとのリスク (責任)	学校	旅行会社	参加者本人
手配旅行契約	×	×	△
受注型企画旅行	×	○	×
受注型企画旅行 (B2B)	×	○	×
募集型企画旅行	×	◎	×
業務委託契約 (予約・手配代行、海外のサプライヤーとの交渉等)	◎	×	△
なし	◎	×	△

◎重大 ○あり △一定程度あり ×なし

図-6 海外サプライヤー選定者によるリスク（責任）構造

関係者ごとのリスク (責任)	学校	旅行会社	参加者本人
海外のサプライヤー選定者 (契約形態)			
学校が直接選定 (業務提携契約、業務委託契約)	◎	×	×
旅行会社が直接選定 (業務委託契約、販売代理店契約、売買契約)	×	◎	×
学校が選定・提携した留学・海外研修の企画・斡旋会社 (提携先の判断で、学校と直接はなし)	○	×	×
旅行会社が選定・提携した留学・海外研修の企画・斡旋会社 (提携先の判断で、旅行会社と直接はなし)	×	○	×

◎重大 ○あり ×なし

トリ等通常旅行者が泊まらない宿泊施設も含まれる。そのサービスの質と安全性を旅行会社が保証するのは困難であるにも関わらず、単価も上がることで利益につながることになるので、学校との関係もあり内容を精査せずリスクを認識しないですべてを引受ける実態がある。このような場合、旅行会社は現地の宿泊施設やプログラムの安全性を事前にチェックすることが参加者のために何よりも重要である。特に、最近海外研修で人気の東南アジアや南アジアなど発展途上国では教育旅行の安全性を担保することが大変重要になる。

また、学校と旅行会社の間に留学・海外研修の企画・斡旋会社（専門エージェント）が入る場合が多いことは前述したが、その先の実際訪問する海外サプライヤー（海外の留学・研修先の学校や機関）の選定者及びその関係者間の契約形態を縦軸に置き、学校、旅行会社、参加者本人のリスク負担を横軸において基本的な

リスク構造を明らかにした（図-6）。

学校あるいは旅行会社が直接選定した場合のリスクは重大であるので◎になる。一方、学校が委託した留学・海外研修の企画・斡旋会社が海外サプライヤーを選択する場合、学校のリスクは○になる。旅行会社が選定者になった場合も、同じリスク構造になった。

翻って、学校自身の海外教育旅行における安全配慮義務はどう法的に説明できるのだろうか。学校が実施する海外教育旅行は、学校の教育活動であるので学校の在校契約に則し、そのプログラムが安全に履行されるように人的措置を含む安全配慮義務が学校に生じる。そして、履行補助者としてその計画段階においてかわる教職員は、第2章で前述した判決の延長で考えると学校の履行補助者と言える。さらに実際に現地に学校の教職員が同行するのであれば、現地での教育活動は、同様に履行補助者と言える。学校として安全配慮義務を果たし、現場の教職

員の注意義務違反があれば教員自身の責任になるが、学校として現場の教職員の「人的環境」を措置せず、それにより事故が起されば、学校の過失による安全配慮義務の債務不履行と民法715条による補助履者の監督不行き届きによる不法行為、そして教職員自身は注意義務違反を問われることになる。基本的な学校の安全配慮義務の延長として捉えられる。

学校法人が実施する海外教育旅行は、通常の海外サプライヤーのホテルやバス会社とは違い、前述したように海外の提携大学や研修・留学エージェント、ホームステイ先の個人等、ステークホルダーが多様であり、プログラムの内容、提供方法も様々である。海外の大学はもちろん語学学校、財政的な余力に乏しい海外のサプライヤーや個人のホームステイについて、安全配慮状況の確認が下見を含めて内容確認が必須であり、不足があれば追加依頼、それでも不足するとすれば日本側の学校がリスク回避策を用意することが安全確保義務の具体的な中身である。

海外教育旅行においては裁判例が乏しいため旅行会社の危機管理意識が希薄になりがちである。寺前秀一が観光基本法の指針性の問題と規範性の希薄さを指摘している⁽⁸⁾通り、旅行あっせん業法が1952年に制定され、そのあとの1963年に観光基本法が制定されたこともあり、たとえ観光基本法が指針性をもったとしても観光基本法との関連性は持ちえなかった。また旅行あっせん業法は第二次世界大戦後の悪質な旅行業者取締りを目的としたから、それが改正された1971年施行の旅行業法も消費者保護を規範性として持つことは容易でなかった。その後、1982年に特別補償制度、1996年旅程保証制度の導入によって消費者保護が旅行業法ではなく、行政が認可する旅行業約款の改正で設けられたと論じる。さらに被害者救済策を講じるために、旅程保証制度を約款という行政措置ではなく法的化すること、また特別補償制度は災害保険化することを提言している⁽⁹⁾。現在の旅

行業は、OTA（オンライン旅行エージェント）と闘いながら、国内地域活性化、グローバル事業展開等により、お客様、地域、グローバルな課題解決で貢献できることを目指している。その旅行業を規定する旅行業法の目的が旅行会社の監督と消費者保護に留まっている⁽¹⁰⁾。これは歴史的背景から致し方ないところであるが、時代の変遷に合わせるならば、国や地域、事業者あるいは消費者の課題解決のために、旅行や観光を通じてグローバルに貢献することが大きな目的となること、そしてその目的の達成には参加者の安全確保義務を根本的に考慮すべきこと、そのために旅行業が業として規範性を持つことが重要でありそのために旅行業法の改正が必要になる。その結果、旅行業が規範性を備え、既存の旅行業を越え、安全確保にイニシアティブを持つ意思が込められ、旅行会社の危機管理の知見が学校の安全管理につながり、関係者が事故・事件を予見し、参加者が巻き込まれても大きな事故・事件にならないようにできる。一度海外教育旅行に行けば、海外への関心が高まる。それが日本の若者の旅行離れという社会の課題を解決していく。

学生が安全に海外で学習できるためには、日本の学校、旅行会社、自治体、医療従事者（麻しん等の感染症、メンタルヘルス対応含む）、保険会社、リスクマネジメント会社、語学・留学斡旋会社と、海外の大学、留学や海外研修のサプライヤー、交通事業者等が協力して安全確保システムを有機的に構築する必要がある。事故に対応するクライシスマネジメント教育、安否確認等リスクマネジメントシステムの活用が重要なのは言うまでもない。このような安全確保のイニシアティブを旅行会社が取ることでその責任が増えコストが旅行代金に上乗せされれば、OTAにますますかなわなくなるのではないかと指摘もある。しかしながら、海外教育旅行にはより多くの危険が想定されるが故に、その被害者は十分に保護されることが今後の海外教育旅行の

マーケットの拡大に不可欠である。山田希が「危険な旅行を市場に流通させないためにも、ある程度の責任の厳格化はやむを得ないのではないかと思われる」との指摘も射ている。

現在、海外でのボランティアやインターンシップ体験等、様々な海外での留学、研修プログラムが提供されているが、事故に巻き込まれる危険性はすでにネットでも多く紹介されている。参加者や保護者にリスクの事実を理解してもらうとともに、一定のリスクをシェアしてもらうことも重要である。前述した事業者を相手方とする受注型企画旅行（B2B）がここで利用できれば、学校が費用を全額負担する条件付きであるものの、通常の受注型企画旅行の取消料では対応できない厳しい取消料を課せられる旅行会社にとって負担が軽減されることになった。これにより各国や海外サプライヤーの厳しい取消料の条件に対応できることとなるので、より多くの新しいサプライヤーを選定できることにつながる。また、学校と旅行会社で一義的な安全確保責任をシェアするのは前提だが、参加者や保護者の一定の自己責任の理解が得られると、さらに幅広いサプライヤーの利用により魅力的なプログラムの提供が可能になる。

提携する海外の学校との教育プログラムの契約書を見る機会があるが、学校同士の契約書であれ、JTB BWTの学校あるいは留学エージェントとの契約書であれ、日本側が提示するものは日本流で曖昧かつ抽象的の条文が多い。「トラブルが発生したときは誠意も持って対応する」や「善良かつ忠実に業務を遂行する」などであるが、日本語の契約書がそのまま英語になっている。一方、相手から提出される契約書は、安全に関する項目が多岐で、自身の責任をできるだけ回避する内容になる。したがって、今後とも顕在化するトラブルに備えて海外の相手先にリスク移転を図る交渉が重要である。そのためにも学校も旅行会社も海外サプライヤーとの契約のリスクを潜在的に理解できる

高い見識と知見と交渉能力が求められる。また、学校と協力しながら海外教育旅行を安全かつ効果的に提供するために学校に対して具体的なアドバイスできる人材の育成が必要である。またその人材を学校との業務委託契約により派遣、あるいは出向することで旅行会社のノウハウの学校への体系的な提供ができる。また学校側から見ると民間の知恵が有効に活用でき、学校と旅行会社による海外教育旅行プラットフォームを形成できることになる。

4. 結論

今後も社会のグローバル化に対応するべく新しい海外教育旅行が実施されていくことが予想される。その経験は日本人学生にとっては将来得難い経験になるため、より安全な履行のために旅行業の役割が重要であり、学校と参加者に対して実際のリスクを正確かつ正直に伝えることが重要である。そのためには、旅行業関係者は旅行業法の規範性を盛り込んだ改正により、安全配慮義務の重要性を実際に具現化し、今後の海外教育旅行を安全に発展させ、日本学生と海外との交流による世界平和に貢献する場を提供する責任がある。また、学校が実施する海外教育旅行に主体として責任を負うことになる学校法人は、海外教育旅行の危険を察知し洞察力を持ち、リスクを見極めそのリスクをできるだけ軽減することが要請されている。

本稿では取り上げられなかったが、学校法人が何らかの形で関与する海外教育旅行、及び個人が自ら選定して参加する海外教育旅行は課題がさらに大きい。リスクが生じた場合の責任をシェアする学校と旅行会社の存在が薄くなりがちだからである。学生、保護者の海外教育旅行のリスクに対する認識はどうしても希薄になりがちで、日本人の習性として国や企業等他の責任にしがちなところが盲点になりうる。従って、参加者及び保護者の自己責任によりリスク軽減を果たすことも海外教育旅行マーケットの発展にと

って重要である。そのために学校や旅行会社が海外教育旅行のリスクについての広報啓蒙の努力を惜しまないこと、そして国や自治体、海外サプライヤーを含む関係者による広報啓蒙も今後の重要な検討課題である。

引用文献

- (1) 鈴木 勝 (2001) 「国際トラベルビジネスにおける危機管理」、『大阪明浄大学紀要』／第1号、pp.61-70、大阪明浄大学
- (2) 溝手康史 (2007) 「登山の法律学」、東京新聞出版局
- (3) 山田 希 (2014) 「旅行中の事故と旅行業者の安全確保義務:「危険責任」原理に基づく責任の正当化と運用上の諸問題」『名古屋大学法政論集』／254号、pp.695-722、名古屋大学大学院法学研究科
- (4) 中里 真 (2010) 「旅行契約における旅行業者の責任に関する一試論」『秋田法学』51号／ pp.61-84、ノースアジア大学 総合研究センター法学研究所
- (5) 高橋 眞 (2009) 「学校事故と安全配慮義務 — 安全配慮義務の構造に関する準備的考察」『大阪市立大学法学会』、pp.1-11、大阪市立大学法学会
- (6) (出所) 文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/_icsFiles/afieldfile/2017/05/24/1345878_1.pdf
- (7) (出所) 外務省ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/pdf/2015.pdf
- (8) 寺前 秀一 (2014) 「東京オリンピックを迎える学生・社会人のための観光・人流概論」 pp.121、システムオリジン
- (9) 寺前 秀一 (2007) 「観光政策学」 pp.206、イプシロン出版企画
- (10) 旅行業法第一条 この法律は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進す

ることにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。

参考文献

- ・高橋 弘 (2016) 「EUと日本における主催旅行契約（募集型企画旅行）の近況」『広島法学』30巻1号 pp.1-52、広島大学
- ・日本旅行業協会（JATA）2013年資料 <http://www.mlit.go.jp/common/001138435.pdf>
- ・三浦 雅生 (2007) 「改正・標準旅行業約款解説」自由国民社
- ・三浦 雅生 (2013) 「案税確保義務について」『JATA Communications』、pp10 日本旅行業協会
- ・廣岡 裕一 (2003) 「旅行あつ旋業法の制定と旅行業法への改正」『政策科学』11-1、pp.107-118、立命館大学
- ・廣岡 裕一 (2005) 「旅行業法の変遷—旅行業法に改題後の1982年と1995年の改正—」、政策科学13-1、pp.107-118、立命館大学
- ・廣岡 裕一 (2005) 「洗練された「旅行」取引のための立法政策」『政策科学』政策科学12-2、pp.58-68、立命館大学
- ・廣岡 裕一 (2009) 「マラリアの危険性を告知する義務及びツアー後の注意喚起義務を怠ったことに対する旅行業者に対する損害賠償請求事件」『和歌山大学観光学紀要』、pp47-52、和歌山大学
- ・廣岡 裕一 (2013) 「旅行業法と旅行業約款、消費者保護とその限界」『国民生活』 pp.1-6、国民生活センター
- ・堀竹 学 (2016) 「海外旅行中の事故と旅行代理店の安全配慮義務違反」[東京地裁平成26.10.3判決] 『現代消費者法』／(32)、pp.105-112、民事法研究会
- ・野村 尚司 (2016) 「EUにおける旅行業法制の変化と関連市場への影響に関する考察」、『日本国際観光学会論文集（第23号）』、pp.109-115、日本国際観光

学会

- ・香取 幸一（2012）「旅行業法と規制緩和に関する一考察」、『玉川大学経営学部紀要』第19、pp. 1～15、玉川大学経営学部
- ・堀竹 学（2010）「企画旅行契約の法的性質」／『北東アジア研究』第18／19合併号、pp.33～44
- ・森住正明（2009）「旅行契約の特殊性と旅行業法に関する一考察」、『東京交通短期大学 研究紀要』／第15号、pp51-69、東京交通短期大学
—旅行業法に改題後の1982年と1995年の改正—
- ・升田 純（2005）「損害賠償請求事件判例解説」『Lexis 判例速報』Vol. 1、pp55-57 Lexis

【本論文は所定の査読制度による審査を経たものである。】